

平成17年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成17年12月20日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第9号 議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査中間報告について
- 第5 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6 議案第56号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第54号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第8 議案第55号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第58号 町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第59号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第12 議案第60号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第13 議案第61号 北見地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第14 議案第62号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 第15 議案第63号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第16 議案第64号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第17 議案第65号 北見地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第18 議案第66号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第19 議案第67号 町道路線の認定について
- 第20 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長職務代理者	谷本	茂樹	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、平成17年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。したがって、14名の出席であります。

なお、鳥山農業委員会会長に代わって、谷本会長職務代理が出席しております。また、久原選挙管理委員長は死去により欠席であります。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が15件、そのうち議員提案の議案が1件、そのほかに認定1件、報告2件であります。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、14番、橋本憲治君、1番、田中與士信君、2番、安藤義昭君、3番、渡邊守彦君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月26日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいま、お許しをいただきました行政報告に先だちまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会をご招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成17年12月22日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員2名の任命について、ご同意をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に、各会計補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額789万9,000円の追加をご提案させていただいております。

総務費では、「生活交道路線維持対策事業費補助金」の追加などを、民生費では、「老人医療費助成」の追加などを、教育費では、「部活動等派遣費補助金」の追加などを計上しております。

また、全体を通しまして燃料価格の高騰に伴う各施設の燃料費の追加を提案させていただいております。

次に、国民健康保険事業特別会計の補正予算については、「一般被保険者療養給付費」や「退職者被保険者医療費給付費」などの追加により総額6,214万7,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に条例の制定ですが、町議会議員報酬の見直しに伴い「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例が議員提案されています。

また、各執行機関の委員報酬の見直しに伴う「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」並びに町長、助役及び教育長の給与の減額に伴う「町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例」の一部を改正する条例を提案させていただいております。

次に、平成18年3月5日の新北見市発足に伴い一部事務組合の構成市町村に変更が生じることから、網走支庁管内町村交通災害共済組合はじめ、網走支庁管内公平委員会、北見地区衛生施設組合、北見地域介護認定審査会、網走地方教育研修センター、北見地区消防組合について、組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の議決をお願いいたします。

次に、平成17年度の過疎債申請事業に係る訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議決をお願いいたします。

なお、宅地造成に伴い寄付を受けた道路敷地について、町道路線の認定をお願いいたします。詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

はじめに、本年10月1日を調査期日として実施されました国勢調査の結果につきまして、本町の概数を報告いたします。

まず、世帯数と人口についてであります。世帯数については、2,040世帯、人口については、5,981人となっており、人口では6,000人を割り込む残念な結果となっております。なお、男女別の人口につきましては、男性が2,875人、女性が3,

106人となっております。

これを前回行われた平成12年の国政調査結果と比較しますと、世帯数では20世帯、率にして1.0%の増加となっております、人口では336人、率にして5.3%の減少となっております。また、男女別では、男性が182人の6.0%の減、女性では154人の4.7%の減となっております。

なお、今回、報告させていただきました調査結果につきましては、町の集計による概数であり、正式な数字は、今後、総務省統計局から公表されることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふるさと銀河線代替バスに係る初期投資についてご報告いたします。

ふるさと銀河線代替バスに係る初期投資について、12月3日北見市で開催された北海道主催の「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」において、一定の結論に達しましたので、その概要を報告いたします。

まず、バス車両についてであります。十勝バス株式会社に対しましては、通常ダイヤを運行する基本車両として6台、これに陸別町に配車する予備車両1台を加えた7台を補助することに決定しました。会社からは、帯広に配車する予備車両1台を加えた8台の要望がありましたが、既存車両の活用等をお願いすることで、ご理解をいただいたところであります。一方、北海道北見バス株式会社につきましては、基本車両4台、これに登校時間帯の増発車両として4台を加えた8台を上限とし、最終決定は北海道に一任しました。これを受け、北海道が会社と協議した結果、増発車両4台については、必要と認められるとの判断から8台の補助を決定したところであります。なお、会社からは予備車両1台を加えた9台の要望がありましたが、北見バスにつきましても既存車両の活用等をお願いすることで、ご理解をいただいたところであります。

また、導入するバスにつきましては、高齢者等に配慮したノンステップバスを基本とし、ワンマン機器等の車載設備につきましては、各社の標準仕様のもを認めることとしました。

なお、北見バスとの協議により、増発車両のうち3台につきましては、通学生の利用が主で、立席での利用が多くなることから、ワンステップバスの導入を認めることにしております。

次に、バスを格納する車庫についてであります。十勝バスにつきましては、陸別始発の車両3台と、予備車両1台の4台分について、補助を認めることとしております。北見バスにつきましては、全車格納している実態にありますので、8台分の車庫について、補助することとしております。

このほか、各市町の窓口設置や各種システムの変更に係る経費を補助することにしてありますが、基本的には既存システムの範囲内のものに限定することとしております。

次に、これら初期投資の費用についてであります。現時点で2社合わせて、5億9,000万円程度になる見込みとなっております。なお、この初期投資につきましては、国鉄からバス転換されたすべての路線において、バス会社に対し、初期投資及びバスの更新費用について、各関係市町村が補助を行っている実態にあります。

また、ふるさと銀河線の代替バスにつきましては、この初期投資の補助を行っても、終始赤字が確実に見込まれ、これを国と道で協調補助している生活交通路線維持対策事業補

助金により、はじめて収支均衡が保たれるというのが実態であり、今回の初期投資の補助がなければ、赤字に対する沿線自治体の負担が相当額発生することになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上が、現時点における代替バスに係る初期投資の概要であります。今後、さらなる精査を行うとともに、バス利用者の利便性の向上にも配慮してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、12月12日、消防費指定寄付金がございましたのでご報告申し上げます。

仲町にお住まいの平塚房義様が訪問され「消防事業に役立ててください」と100万円のご寄付をされました。これは、平塚様が訓子府消防団長をはじめ消防幹部として、長く団の発展に寄与された功績が高く評価され、11月3日に瑞宝双光章を受賞されたのを記念してのご寄付でございます。

平塚房義様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては社会資本整備基金に積立て有効に活用させていただきますが、補正予算は次回の議会に提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

まず、最初に1番目の国勢調査結果の概数について、質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの報告で6,000人を切ったということで、非常に報道でも見て驚いているのですが、推計では3年ぐらいあとになるというふうに予想をしていましたので大変残念な数字なのですが、ただいまの報告の中で訓子府の集計でこういう数字であって、最終的な総務省の数字でわかっていないということですが、これはどういう状況で変わる要素があるのか、それとも過去の経緯からしてどういうふうになるのか。わかればちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま国勢調査の総務省発表によって、これから変わる要素があるのかというお尋ねでございますけれども、過去の実績から申し上げまして、ほぼこの人数で確定するものと思います。変わる要素としましては、今総務省のほうで最終チェックをしまして、そのチェックの中の計数違いだとか、そういったものが出てくるのかと思いますけれども、たぶんこの人数で確定すると思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。それでは、2番目のふるさと銀河線の代替バスに対する初期投資について質疑を受けます。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） ふるさと銀河線の関係につきまして、若干お伺いをしたいと思いますが、先般、新聞等で東京のほうだったかと思うのですが、銀河線を引き受けてもいいというようなことを新聞で報道された。高速も走らせて云々というようなこともありましたけれども、まず、この問題一方ではどんどん進んでいまして、銀河線のほうとの交渉

等々含めてどのような状況になっているのか、まず伺いたいと思います。

それから北見バスのほうなのですが、車庫の8台分をつくるということなのかと思うのですが、これはどこへつくろうとしているのか、どこか車庫になるのか。この点も伺いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま2点のお尋ねをいただきました。

1点目の新聞報道にありました銀河線を継承したいというお話なのですが、先日、取締役会ございまして状況を聞いてまいりました。その結果によりますと、新聞の報道がかなり誤解を与えるような記事の内容になっているということでお話がありまして、事実関係で申しますと基本的に会社名はよろしいでしょうけれども、会社から申し入れがあったのがJR特急を全線銀河線に走らせたいのだというような申し入れだったそうであります。基本的にはJRのほうでOKしなければどうにもならない話なので、JRのほうと十分ご相談をしてくださいということで、回答をして、その後JRのほうに確認しましたところ、そこと会う考えはないと。申し入れのありました会社につきましては、具体的な資金を持ち合わせている会社ではないようでもありますし、そして、また仮に特急を走らすとなると、また橋梁の補強だとか、そういったもので20億円程度のお金が必要になるという部分もございまして、会社としてはこの会社と特別にどうのこうのということとは考えていないということでございました。

それと2点目の北見バスに対する車庫の建設費の補助の関係でございまして、8台分の場所についてのお尋ねです。基本的に北見バスの本社と言いますか、会社のところに今車庫が建ててございます。そして、基本的に全車格納しているのです。今回増車するにあたって、まさか野ざらしにできないということで、車庫の建設については認めたといい経過がございまして、8台分の車庫の場所につきましては、まだ場所の特定はできていません。自社誘致か、あるいは近隣の土地のところを買うかというお話なのですが、ただ、土地の取得については会社の資産になるものですから、第1基金からの補助は認めないと。会社のほうの努力によって確保していただきたいということで、今話は進んでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 銀河線の関係で、今の説明によりますと総額5億9,000万円の補助をすると。補助金が必要だと、金がかかるということなのですが、そういう中で今の説明によりますと、更新に係わる補助金という話が今出ました。この更新による補助金というのは、いくらぐらいの金額なのかというのをまず知りたいので教えていただきたい。

それから、もう一つこの更新の関係で、いつ、その更新のときに金を出すのか、あるいはこの初期のときに一括してお金を出してしまうのか。もしくは、その更新があれば今緊急に必要な金額ではないと思うので、だとすれば更新、今仮に一括して出すということだとすれば、更新までの間どういう使い方をするのかなというのも一つ疑問な点があるので、もしわかればその辺も教えていただきたい。

もう一つは、補助金の関係で総額5億9,000万円いるよということなのですが、こ

の5億9,000万円という金は道が出すのか、それとも第1基金から出すのか、あるいは沿線市町村も含めて出すのか、もしくはそういう関係内訳が何かでもあれば教えていただきたいなと思うのですけども。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点お尋ねをいただきました。

1点目の総額5億9,000万円の更新の補助金という話だったのですけれども、これ今回代替バスに必要なバスに関する金額でございまして、更新につきましては、まだ具体的にするともしないともいう結論には達しておりません。ただ、実態としては今まで国鉄からバス転換された事例を見ていますと、確実に更新費用も補助しているという実態にあります。ですから、その更新をしなければ、先ほど町長から行政報告しましたように、バスの赤字が非常に多く出てくることにまた後年度になってきますので、その際には何らかの腹積りは必要ではないかということなのですけれども、実際に例えば8年なり、13年なりあとの更新ということになりますと、その時点でバスの本数が果たしてどれだけになっているのか、あるいはかなり統合されていって運行の密度もかなり減少する可能性もありますので、今とは全く違う対応になっている可能性もあります。その時点でまだ考えよう。ただ、沿線の首長としては何らかの基金を残せるものなら残しておきたいなというところで意識は一致しております。

それと5億9,000万円の財源をどこから出すのかというお尋ねでございますけれども、基本的には第1基金の充当事業というふうな位置づけをしております。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございますか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 先般、取締役会が開かれて、橋の撤去費用が約19億円を見込まれているというお話でございました。その積算が3社に見積りをお願いして、ある程度結果が出たということで、どういう結果が出たのかお知らせをお願いしたいと。

それにあと1点ですけれども、レールが約3億円ということの資産が出てきまして、ある商社が今海外で需要が多くて、それも可能だというような積算も出してきたという話も伺っておりますので、その辺のところ2点お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず、1点目の撤去費用の関係につきまして、具体的に数字あげてのお尋ねでございます。この撤去費用の関係につきましては、国が管理している大型の橋梁につきまして、今民間会社のほうに委託をして、まだ積算しているという段階でございます。道管理の河川に係るもの、市町村が管理している部分なのですけれども、そういったものについては、今各町でそれぞれに積算をしている段階でございます。最終的な結論は、来年の2月に出るということございまして、まだ撤去費用の総額については確定してございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それとレール約3億円という話でございましたけれども、これにつきましても、まだ正式な報告は取締役会のほうにまだ来ておりませんので、これについてももう少しお待ちをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

報告第9号

議長（柴田喜八君） 日程第4、報告第9号を議題といたします。

職員をして、報告を朗読させます。33ページになります。

事務局長。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の33ページをお開き願いたいと思います。

報告第9号 議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査中間報告について

平成17年3月23日議員定数及び報酬等調査特別委員会に付託した「議員定数及び報酬等に関する調査の件について」の調査中の事件について、会議規則第47条第2項の規定により、委員会から次のとおり中間報告書の提出があった。

平成17年12月20日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

記、別紙でございますが、次のページ34ページをご覧くださいと思います。

平成17年12月20日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

議員定数及び報酬等調査特別委員会

委員長 大坪勝廣

議員定数及び報酬等調査特別委員会調査中間報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の状況を下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により中間報告します。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 事 件 名 | 議員定数及び報酬等に関する調査について |
| 2. 調査の経過及び
委員会開催日 | 平成17年 3月23日、 4月 8日、 6月22日、
9月15日、10月31日、11月21日 |
| 3. 調査（開催）場所 | 委員会室 |
| 4. 出席者 | 委員全員、議長、事務局 |

5. 中間報告でありますけども、中間報告の内容につきましては朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査中間報告を終わります。

議案第68号

議長（柴田喜八君） 日程第5、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
人事案件でございますので、私からご説明をいたします。議案書30ページでございます。

議員の皆様は、すでに議案にお名前を記入のことと存じますが、現在固定資産評価審査委員会委員であります大正寺信雄氏と岩城道尚氏がこの12月22日をもちまして任期満了となりますが、お2人を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご同意をお願いするものでございます。

お2人のご経歴につきましては議員の皆様もよくご存知のことと存じますが、改めまして簡単にご紹介をいたします。

大正寺信雄氏は、昭和22年4月生まれの満58歳で、緑丘にて農業を営まれています。昭和45年から家業の農業に従事され、町農業協同組合理事をはじめ、町農民連盟の副委員長、書記長などを歴任され、平成14年7月から固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております。

また、岩城道尚氏は、昭和17年2月生まれの満63歳で、旭町にて行政書士をされています。昭和35年から平成14年まで42年間にわたり町職員として勤務され、税務管財課長や議会事務局長などを歴任されました。退職後は、町高齢者勤労センター事務局長を2年間勤められ、現在は行政書士として町内外で活動されており、平成14年12月から固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております。

このように、お2人は高い識見を有され適任者と考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成17年12月23日から平成20年12月22日までの3年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意されました。

議案第56号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号

議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号
議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号

議長(柴田喜八君) 日程第6、議案第56号、日程第7、議案第54号、日程第8、議案第55号、日程第9、議案第57号、日程第10、議案第58号、日程第11、議案第59号、日程第12、議案第60号、日程第13、議案第61号、日程第14、議案第62号、日程第15、議案第63号、日程第16、議案第64号、日程第17、議案第65号、日程第18、議案第66号、日程第19、議案第67号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第56号から順次お願いいたします。

3番(渡邊守彦君) それでは議案書11ページをお開きください。

議員提案であります議案第56号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明させていただきます。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

本議案の提出者は、所管であります総務文教常任委員会の所属の委員6名がなっております。

記以下について、説明をいたします。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を次のように改正する。

1つ目として、第5条第3項を削る。これは議員の期末手当の加算割合の10%を廃止するために、この条例を削除するものでございます。

2つ目として、第1条中については、議員の月額報酬を改めるものでありまして、議員の月額報酬をそれぞれ5%削減するものでございます。第1条中「294,000円」を「279,000円」に改める。これは議長の月額報酬であります。「230,000円」を「219,000円」に改める。これは副議長の月額報酬であります。「212,000円」を「201,000円」に改める。これは各委員長長の月額報酬であります。「195,000円」を「185,000円」に改める。これは各議員の月額報酬であります。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第56号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長(柴田喜八君) 助役。

助役(宮川伊三男君) 議案書の1ページになります。

議案第54号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にございますように、789万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億3,830万2,000円とするものでございます。

2ページは歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと思います。

3ページ以降の事項別明細書について、主なものを説明申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上が789万9,000円を追加とする主な補正内容についての説明を申し上げました。ご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ6,214万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億702万2,000円とするものでございます。

次に、8ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては9ページからの事項別明細書によって説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時5分までとなります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下の改正条文につきましては、別紙となっております13ページをご覧くださいと思います。

この度の改正案では、条例の別表第1の非常勤特別職のうち月額報酬にかかる各種委員につきまして、今回別に提案させていただきます特別職の給与の見直しに準じまして、その月額報酬を見直すものでございます。

具体的な改正内容としまして、表の一部を13ページのとおり一部を改正いたしますが、教育委員長は現行の月額45,000円を43,000円に、4.4%の減。委員長職務代理者及び委員は月額34,000円を33,000円に2.9%の減。監査委員の識見を有する者は月額60,000円を57,000円に、5.0%の減と、議員選出は月額45,000円を43,000円に4.4%の減。次に、農業委員会会長は月額45,000円を43,000円に、4.4%の減。会長職務代理者及び委員は月額34,000円を33,000円に2.9%の減と改めるものでございます。

附則につきましては、施行日を平成18年4月1日としてございます。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

続きまして、説明申し上げます。

議案14ページをお開き願います。

議案第58号 町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を次のように改正しようとするものであります。

記以下の改正条文を説明いたします。

まず、第3条第3項を削り、期末手当基礎額に10%を加算して支給する規定をなくし、この加算を廃止しようとするものでございます。

次に、特別職の給与月額を定めた別表1の給料表を改めるものでございますが、具体的には給料月額を改正給料表に記載のとおり改定しようとするものでございます。

町長が現行790,000円を730,000円に、7.59%の減。助役は630,000円を610,000円に、3.17%の減。教育長は560,000円を545,000円に、2.68%の減とするものでございます。

また、附則では施行日として、平成18年4月1日としてございます。

この改定内容につきましては、11月21日に報酬審議会の会長からご答申をいただきました内容を尊重させていただいてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、改正点について説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

議案第59号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、平成18年3月4日網走支庁管内町村交通災害共済組合から常呂町、端野町、及び留辺蘂町が脱退することに伴いまして、同組合の規約の変更について議決を求めるものでございます。

記以下の改正条文のご説明をいたします。

第6条第1項中「24人」を「21人」に、「20人」を「17人」に改めるものでございますが、平成18年3月5日常呂町、留辺蘂町、端野町が北見市と合併することによりまして、平成18年3月4日付で3町が脱退し組織する地方公共団体の数が減少することに伴いまして、組合議会議員数を24人から3人減じまして21人とし、町村長を20人から3人減じて17人とするものでございます。

なお、組合議会議員が町村長より4人多いのは管内の議長4人を議員として互選していることによるものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成18年3月5日でございます。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、16ページをお開き願いたいと思います。

議案第60号 網走支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について、提案説明を申し上げます。

記以下の改正条文の説明をいたします。

網走支庁管内公平委員会規約別表中、「常呂町、端野町」を削るものですが、これは平成18年3月5日常呂町、留辺蘂町、端野町が北見市と合併することによりまして、平成18年3月4日付で網走支庁管内公平委員会から2町が脱退し、組織する地方公共団体が減少することによるものですが、

なお、留辺蘂町につきましては、はじめからこの公平委員会に加入しておりません、独自でもっておりますので、2町のみ脱退ということになります。

附則としまして、施行日は平成18年3月5日となります。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第61号 北見地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、ご説明を申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の既定により、平成18年3月5日から北見地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数を減少するとともに、北見地区衛生施設組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求めるものですが、

記以下、改正する内容についてご説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、平成18年3月5日に北見市、端野町、留辺蘂町及び常呂町が合併し、新たな北見市となることに伴い、北見地区衛生施設組合の構成市町村数減少により、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

次に主な改正点につきましては、次のページの新旧対照表でご説明をしたいと思います。

18ページの規約第2条、組合を組織する地方公共団体を1市4町から1市2町に変更するもので、「留辺蘂町、置戸町、訓子府町及び端野町」となっておりますのを、「置戸町及び訓子府町」に改正するものであります。

次に、19ページの第5条の第2項、組合議員の定数区分でありますけれども、「留辺蘂町2人 端野町2人」を削除いたしまして、北見市の定数を「8人」とするものであります。置戸町及び訓子府町の定数につきましては、従来どおり2名で変更はございません。

次に、20ページの第8条第1項の「副管理者5人」を「副管理者3人」に変更。さらに、第2項の管理者の選任につきましては、「関係市町長のうちから互選する」となっていたものを「組合の事務所の所在する市町長をもって充てる」ということに改正をし、さらに第4項の収入役につきましては、「管理者の属する関係市町の収入役」としていたものを「管理者の属する関係市長の収入役又は収入役の職務を兼掌する者」に改正しようとするものですが、

次に、21ページの第12条第2項の各市町の負担金の割合につきましては、1市4町でこれまでそれぞれ20%の均等割ということで負担をしていたものですが、今回は北見市が60%、それから置戸町及び訓子府町につきましては従来どおり20%

の負担ということで改正をするものであります。

附則でありますけれども、この規約は、平成18年3月5日から施行するものでございます。

以上、ご提案いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の22ページをお開き願います。

議案第62号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明をさせていただきます。

北見地域介護認定審査会は、北見市、端野町、留辺蘂町、訓子府町、置戸町の1市4町で構成をしておりますが、平成18年3月5日に北見市、端野町、留辺蘂町の1市2町が合併の予定をしておりますことから、地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成18年3月4日をもって北見地域介護認定審査会から北見市、端野町及び留辺蘂町を脱退させることについて、議決を求めるものであります。

なお、議案63号で合併後の北見市の加入についてご提案を申し上げます。

以上、ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案書の23ページでございます。

議案第63号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成18年3月5日から北見地域介護保険認定審査会に北見市を加え、北見地域介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議決を求めるものであります。

記以下であります。北見地域介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約です。

第1条では、共同設置する地方公共団体を定めておりますが、現行規定の「北見市、端野町、訓子府町、置戸町及び留辺蘂町」を北見市、端野町、留辺蘂町の合併に伴い「北見市、訓子府町及び置戸町」に変更するものであります。

第4条第2項では、介護認定審査会の委員の任命方法を定めておりますが、委員に欠員が生じた場合に北見市長は「端野町、訓子府町、置戸町及び留辺蘂町」に通知をすることとされておりましたが、合併に伴いこの通知先を「訓子府町及び置戸町」に変更するものであります。

附則につきましては、施行日を平成18年3月5日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案書の24ページをお開き願います。

議案第64号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合から生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村

が脱退し、新たに遠軽町が加入したため、網走地方教育研修センター組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、10月1日にすでに合併をされておりますけれども、遠軽町、生田原町、丸瀬布町、白滝村の合併によるものでございます。

改正条文といたしましては、第3条中「、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村」を「遠軽町」に改める。

また、別表選出区の項中「、生田原町、白滝村、丸瀬布町、遠軽町」を「遠軽町」に改めるものでございます。

附則であります。この規約改正につきましては、北海道知事の許可が必要なため、改正規約の施行日は北海道知事の許可があった日からとしております。

以上、網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ただいま提案説明が終わりました議案第64号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行例第12条の規定により、議会は議決前に教育委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますので発言を許します。

教育委員長。

教育委員長（白崎隆誠君） ただいま議長から教育委員会の意見を求められましたので、お答えさせていただきます。

去る12月7日開催の訓子府町教育委員会会議において、網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、審査した結果変更することに異議がないことの教育委員会の意見でありましたのでご報告いたします。

議長（柴田喜八君） 以上で意見の聴取を終わります。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号 北見地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案説明を申し上げたいと思います。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定によりまして、平成18年3月5日から北見地区消防組合を組織する地方公共団体の数を減少するとともに、北見地区消防組合理約を変更について、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の改正条文を説明申し上げます。

平成18年3月5日、常呂町、留辺蘂町、端野町が北見市と合併することによりまして、北見地区消防組合から端野町が脱退し、組織する地方公共団体が減少することに伴い規定を改めます。なお、常呂町及び留辺蘂町はもともと同組合に加入しておりませんので、端野町だけの脱退となります。

改正条文でございますが、主なものからご説明をいたします。

第2条中「及び端野町」を削りまして字句訂正を行うほか、第5条第1項では、消防議会議員の数を「18人」から「14人」に減少させるとともに、地方公共団体ごとの選出

数を現行の規定から北見市10人、置戸町2人、訓子府町2人に改めるものでございます。

これは合併を機に行政改革を推進する観点から定数を減らすほか、新北見市10人の配分については、旧北見市地区から7人とする一方、新北見市の旧3町地区から各1人の3人にいたします。

次に、置戸町、訓子府町の各2人に新北見市の旧3町分の3人を加えまして、いわゆる旧郡部を7人とすることにより、旧北見市地区の7人との均衡を特に重視したものでございます。

第8条第1項では、「・副管理者・収入役」を「、副管理者及び収入役」へ単純に字句訂正をします。また、管理者について、現行では「関係市町長のうちから互選する」とあるのを「組合の事務所の所在する市町長をもって充てる」に改めます。第4項中「関係市町の収入役」を「又は収入役の職務を兼掌する者」に改め、助役が収入役を兼掌する制度を折り込むための改正でございます。

次に、一連の字句の改正についてであります。第9条、第13条第3項、第14条第1項中の字句を改正条文のとおり単純に改めるものでございます。なお、これらの字句訂正は、法制上好ましい表現に改めるものでありまして、実際に内容の変更を伴うものではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

附則といたしまして、第1項で施行日は平成18年3月5日としております。

第2項では、合併に伴う廃置分合によりまして、新たに首長を選出する過程で管理者及び副管理者がともに欠けるようなときが発生した場合は、管理者となるべきいわゆる先ほど説明しましたが、組合事務所の所在する市町長の職務を代理するものがその間の管理者を務めるという例外規定を設けているものでございます。

以上、改正点につきまして説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案書の26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第66号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、別紙として次のページに記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

今回の変更につきましては、平成16年12月の第4回定例町議会において、ご決定をいただいた本計画の18ページ、「1産業の振興」の区分に事業名として、「(3)経営近代化施設農業」を新たに追加しようとするものであります。事業内容につきましては、本年度において繰上償還を行い、その財源として過疎債を充てることとしております国営訓子府地区直轄明渠排水事業償還事業及び国営日出地区直轄明渠排水事業償還事業。この2つでございます。

ご承知のとおり、この過疎計画に登載されていない事業につきましては、過疎債の対象になりませんので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、本計画の一部変更について議会の議決を受けようとするものでございます。

なお、同法に基づく北海道との協議につきましては、本年11月29日付をもって完了

したことから本定例会に提案したものでございます。

以上、議案第66号について説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますよう
よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書28ページをお開き願います。

議案第67号 町道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定
しようとするものであります。

記以下であります。次の29ページの位置図と合わせてご覧いただきたいと思います。

路線番号の191は、路線名がひので団地線であります。起点は、訓子府町字日出23
番地22、終点は、訓子府町字日出23番地31であります。重要な経過地は日出であり、
路線延長は158.27メートルであります。

路線番号の192は、路線名がひので団地仲通線であります。起点は、訓子府町字日出
23番地21、終点は、訓子府町字日出23番地18であります。重要な経過地は日出あ
り、路線延長は59メートルであります。

路線番号の193は、路線名がひので団地連絡線であります。起点は、訓子府町字日出
23番地12、終点は、訓子府町字日出23番地31であります。重要な経過地は日出あ
り、路線延長は101.11メートルであります。

この3路線につきましては、宅地開発行為で造成され、道路敷地として寄付を受けた路
線であります。新たに町道に認定しようとするものであります。

以上、町道路線の認定について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご
決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議案第56号から議案第67号までの各案の説明が終わりま
した。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

日程第20、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、
簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） まず、最初に行財政改革についてということで通告しておりま

すので、10点ほど伺いをしたいと思います。

ここにも書いてありますように、ここ何年間かの間に町行政を取り巻く環境が激変しているという、そういう状況の中でいかにして地方行政を守っていくのかということは、今住民の大きな課題になっているのではないかとこのように考えるのですけれども、そういう観点から何ができるか何が必要なのかということを中心にして議論をしたいなというふうに思います。

まず、1点目は行財政の改革は財政移譲からだけでなく、住民の暮らし・要求などから真に必要な行政サービスは何か。使用料、住民負担のお願いでも住民への行政サービスが住民生活に果たしている役割の価値評価、これらを適切に見極めていく、そういう検討が必要でないかと。合わせて、行政効果の点検をできるだけ年度ごと、もしくは四半期ごとに行うというくらい神経を使う必要があるのではないかと。これらの施策の遂行には、住民の目線が欠かせないのでないかと。このように考えるのですけれども、まず所見を伺いたいと思います。

2点目に、行財政改革に取り組む姿勢についてということで、現在町でも財政運営は困難だということで、財政運営に関わる改革あるいは行政改革。これらについて挑戦をしているわけですが、これらの取り組みの目的と言いますか、目指すところは何なのかという点で聞きたいのですけれども、限りなく自立に向けた未来への挑戦というように位置づけて取り組んでいるのかというのが1点。

あるいは、このあとに来るであろうと予測されます合併も含めた、市町村再編までの期間というように限定的にとらえるという取り組みの位置づけなのか。これについて明確な所見をお願いをしたいと思います。

それから、ここに示しております3、行政運営の最大の困難の原因は、バブル期の公債費が負担として大きくのしかかっている。この公債費の削減に向けての財政対策というのが、可能な限り必要なのではないかとこのように考えるわけですが、比較的訓子府では少ないのですけれども、縁故債とか、あるいは一時借入れ、基金金利、これらが限りなく、そのゼロに近い金利の状況の中でなかなか下がらないというようなことを考えますと、限りなくゼロ金利に近いものに対応する金利になるように望むということの点でどう考えているのかと。合わせて、現在の借入れ等の金利の引き下げの交渉。これらができないのかなというように考えるのですけれども、こちら辺について伺いたい。

それから、ここに示しております4点目。公共事業の見直しは、公共財の整備、町の要するに資産の造成ですよね。それと住民とともに実施できる事業に、目標を集約して行く方向で理解を求めていく必要はないかという点で、どのように考えておられるのか伺いたい。

それから、ここに示しております5点目。町村合併の議論が盛んになる状況の中で、長野県を中心にして自治体の合併について、なるべく合併しないで自立していきたいという自治体がたくさん生まれました。そういう中で、「小さくても輝く自治体」という自治体フォーラムというのがつくられておりますけれども、これらへの参加あるいは参加している自治体との交流や連携、情報交換など行えないかどうかと。これらの姿勢を持ってないかどうかという点で伺いたい。

それから、近隣町との共同、連携を考えてはどうかという点で言いますと、北見市を中

心にした合併が今回の議案のかなりの部分にも、それによる影響。新しい新市がつくられるにあたって、いろんな条例が改正されるというような作業が今回取り組まれておりますけれども、従来の北見を中心にした常呂ブロックでの連携の範囲だけでなく、連携の範囲を広げるという点で津別だとか、この周辺では津別あるいは陸別、それから置戸。これらの連携をより強くすると。それらについてどのように考えておられるか伺いたい。

6点目なのですが、町緊縮財政の中でも、必要な措置として首長をはじめとする理事者などの幹部が将来のまちづくりに備えて、人材の養成・育成、これらに大きな役割を果たすことが決定的に重要でないかこのように考えるのですが、実際にそれらを考えますと、時間もお金もかかるというようなこともありますので、なかなか今の財政上の中では必要でもなかなかそこまで事務、手が回らないというような状況なのだろうと思うのですが、しかしながら、町の将来考えると非常に大事なことでないのかなというように考えます。なかなか、ここにもありますように成果もすぐ見えにくい。そういうことがありますけれども、どうしても大事なことだという点で、ぜひ配慮すべきだと、心を砕くべきだと思うのですが、これについての所見を伺いたい。

7つ目に、人事管理について伺いたいのなのですが、ここに示していますように、人事配置、人事の異動、定数管理などなのですが、現在まで中途退職者を含めて退職者の不補充が、一部の例を除いて続いています。このような状況の中で、業務スタイルの改善が追いつかないと言いますが、なかなか定数が少ない状況の中で運営できるような状況になかなかならないと。今の行政の仕組みがそういう点で問題を抱えているのかなというふうに思うのですが、こういう状況の中で、縦割りや特定の部署の特定の職員が特定の仕事を専門職化して、専門職とは言いませんけれども、専門職化して抱え込むというような現状になっていないのかという点で現状認識について伺いたい。

それから、この春にもかなりの人事異動が行われたのですが、それらの成果・効果について検証していれば所見を伺いたいと思います。

それから8点目になりますけれども、現在公務員の待遇などについて、厚遇と言いますが、非常に恵まれているというようなことで、ここにも示しておりますように、職員給与の引き下げ論議や厚遇などの批判があるのですが、実際に関わってみますと実態と批判とはどうも違うのではないのかなと、異なっているのでなかというのが私の見たところであります。これらの所見について伺いたい。

それから、特に訓子府のように大きな産業もない。農業を除けばですね。小さなところに行けば行くほど、その公務員、自治体だとか農協が地域経済を支えていると言いますが、そういう実態があるわけですが、地域経済への影響を考えますと、なかなか一般的に言われております職員給与の引き下げなども限界があるのではないかと。そのように考えますと、職員の生計の維持がまず困難にならないこと、あるいは勤労意欲の減退につながることを、これらを含めた対処が必要でないのかなというように考えるのですが、これらについて合わせて所見を伺いたい。

9つ目に、住民参加に係わってお伺いをしたいと思いますけれども、ここにも示していますように、町民参加の懇談会、町民に対する公聴、広報活動。これは、今後のまちづくりに欠かすことのできない自治体の課題である。あるいは、自治体を発展させるための命題であると、このように私は思うのですが、今までのいろいろな懇談会あるいは住

民説明会。これらの状況を見ますと、今までと異なった視点から工夫があるのでないのかなと、一工夫があるのでないのかなというように考えます。ここにもカッコして書いてありますように、年齢別、職業別、性別、階層別とある程度限定して町民の意見が活発に出るように、あるいは住民が主役だという感覚で望めるような、そういう形で行政に参加してくるということが大事でないのかなと思うのですけれども、それらについての所見を伺いたいと思います。

それから、最後10点目になりますけれども、空き公共施設という、あるいは人の移動、交流の多い場所での住民の生きがい活動。これらを助長する施策、これらが必要なのではないのかなというように考えます。公共施設の中でも、空いているところとほとんどないわけですけれども、先だって施設車両課がこのあと庁舎に来るというようなこともありますので、特に緊急に目的のないところについては、それらの活動の場にするということ考える必要があるのではないかと。ここにもありますように、住民に負担をお願いするということだけを優先させるということだけでなく空いた公共施設を利用してもらう、あるいは、それらを使って活動できる、それらの支援を工夫していてもいいのではないのかなと、このように考えます。そういうことなど考えますと、例えばよくあるのはパークゴルフ場、プール、それからゲートボール場、温泉。こちら辺はずいぶん人が集まります。この周辺環境整備などと合わせて住民が参加してくる人たちと直接関わると、そういう形での協力ができないかどうかと。それらについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長

町長（深見定雄君） ただいま、行財政改革について、大きく10点にわたり、お尋ねをいただきました。

まず、1点目の「行財政改革の推進方法」については、使用料を例にお尋ねをいただきました。

今回の使用料の見直しのほか、今進めております事務事業全般の見直しにつきましては、財政事情だけを念頭に進めているのではなく、受益者負担のあり方や税でまかなうべき事業であるかなど、基本に立ち返り検討しているものであります。

当然ながら、その施策の決定にあたっては、住民の目線に立った検討がなされるべきと思っておりますし、そうした観点から使用料に係る町民懇談会や利用者を対象として説明会を開催してきたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目に「行財政改革に取り組む姿勢」について、お尋ねをいただきました。

合併問題に財政問題が大きく係わっている実態にはありますが、合併問題と行財政改革については、基本的に別の問題であると考えております。町の現状については、議員もご承知のとおり、当面、自立せざるを得ませんし、今後の動向によっては、結果として、合併の検討もせざるを得ない場合も想定されますが、いずれにしても、行財政改革は進めなければならないものと考えております。

次に、3点目の「公債費等の金利引下げ」についてであります。まず、縁故債につきましては、理論上は金融機関の了解が得られれば可能と言えますが、困難であると考えております。また、一時借入れにつきましても、ほとんどが基金の繰替運用を行っている実態にありますし、その基金の預け入れにつきましても、ペイオフの関係上、決済性預金にしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の「公共事業の見直し」についてであります。本町における公共施設の整備につきましては、施設の更新・集約化がメインになるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、5点目で「小さくても輝く自治体フォーラム」への参加について、お尋ねをいただきました。これにつきましては、本町の現状を考えますと、直ちに参加する、あるいは参加自治体と交流することにはならないものと考えております。

次に、6点目で「職員の人材育成」についてのお尋ねをいただきました。議員もご指摘のとおり、厳しい行財政下のまちづくりにおいては、特に職員の資質の向上をはじめ、意欲の醸成、組織力の結集、発想の転換などが強く求められています。これら人材育成の基礎となる研修制度は、本年度から実施要領を改正し基礎及び専門の実務研修を中心に実施しています。

また、次年度からは職員提案から生まれた「職員自らが目標を定め企画し実施する自主研修」を新たにメニューに加えるなど、引き続き人材の育成に努めてまいります。

次に、7点目の「人事管理」についてお答えいたします。業務処理体制の改善が追いついていないとのご指摘をいただきました。

自治体によっては、係制を廃止し担当制を導入した事例もありますが、責任の所在が曖昧になった、結局担当事務が固定した、職員間の業務量に格差が生じたなどのデメリットも出ていていると聞いております。業務の責任が明確なうえ、状況に応じて課内で協力ができる現行の課係制を継続したいと考えております。

また、特定の部署、職員が専門化しているのではないかとのご心配をいただきました。一部に在職期間が他に比べて長めの部署の職員はおりますが、専門教育や能力を有効に活用すること、また、限られた人員の中で専門的職員により処理効率を維持することは、行政サービスの維持・向上の観点からも必要なことと考えております。

次に、「人事異動の成果」についてお尋ねがございましたが、本年4月1日付の人事異動は、2課1室を他と統合した機構改革を含め比較的大規模のものでした。課長補佐、係長の昇格や係間異動などにより、「職員の適正な評価」「勤労意欲の増進」「統合による効率化」「諸経費の縮減」などが進んだものと認識しております。

次に、8点目で「職員の基本給引き下げ」について、お尋ねをいただきました。

まず、職員給与についての所見でございますが、職員給与の変動だけを見ますと近年の引き下げ傾向は職員にとって楽観できるものではないと思っておりますが、一方で視点を民間や地域に広げますと長引く経済不況の下、職員の給与レベルは比較的安定していると思えます。しかし、来年度からの給与構造改革は、制度的には従来にない激変を伴う面もありますので、職員の理解を得ながら人事院勧告に準じて職員給与の見直しを実施してまいりたいと思っております。

次に、9点目で「町民懇談会や広報広聴活動の持ち方」について、ご意見をいただきましたが、現在行っている総合計画の策定に係る「訓子府町のまちづくりを考える会」なども、議員からご発言のあった視点で実施しているものであり、いかに多くの参加を得るかという課題もありますが、発言しやすいという利点もあるように感じております。

次に、10点目の「空き公共施設等を活用した生きがい活動等の施策」について、お答えいたします。

行財政改革は、限られた財源を最大限効果的に使うことが目的であって、歳出カットや負担を求めることは、その手法の一つでありますので、ご理解をいただきたいと思いますが、議員からご提言のあったことにつきましては、まちづくりを進めていくうえで大切なことであると考えております。しかしながら、これを実現するためには、地域の先導的な役割を担っている方々や各種団体等のご協力が不可欠でありますので、そうした環境づくりや意識を醸成していくための取り組みを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） ずっと答弁の経過見ますと、だいたい基本的には月並みと言いますか、基本に沿って常識的と言いますか、そういう答弁だったと思います。

この10の中で、何点か特に絞って時間もありませんので伺いたいと思うのですけれども、職員のまず研修なのですけれども、現在の状況見ていると、これどこも共通して言えるのは、いわゆる旅費をその節約をすると言いますか、そういうことが基本にあります、できるだけ研修機会に係わる費用ですね。削減をするというような状況になっていて、それが全体的な共通認識になっているなど私は思っているのですけれども、ただ、中にはいろいろな見方がありまして、例えばそういう状況の中でも、これは先ほどの答弁にもありましたように、人材の養成や育成はどうしても大事なことで必要だと。そういう点では、これ共通して一致できることだと思うのです。そういう中で、どうやって必要な研修などを整えるかと、そういう条件整備をするかと言いますと、そのどこかを削らなければならぬというのが今の実態なのかなというように考えます。

私、ちょっと町長に申し上げたいのは、今の時代はなかなか町長は当然当初中央に陳情して、補助金や交付税、もしくはその中央の行政に係わって負担を減らしたり、あるいは事業を実施する、そういうことで成果をあげるということが非常に難しくなっていると。そういう状況の中で、もしかすると今までそういう部分が非常に抑えていたと言いますか、得意だったのだらうと思われるのですけれども、しかし、今そういう時代でなくなったと。そういう状況の中で、できればその今後の大事な職員の養成のために、それらの費用の一部を職員に回してもらえないかと。このように考えるのです。これは町長の動静の情報を見ている方のがかなり、ずいぶん出張多いなというように論評されますので、たぶん町民の中には、そういう形でお金を使ってくれるのであれば、その職員の養成もある程度できるのではないかと、たぶん考えておられるのではないかと、思うのですけれども、確かに町長の得意の分野と言いますか、制限してしまうことになるかもしれませんけれども、そういう点でぜひ心を砕いてもらえないかと思うのですけれども、それらについて町長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、その先ほど実務の研修や自主研修の話が出ました。研修と合わせて必要なのは、その研修したことが必要なことに基づいて研修されて、しかも全体もしくはそのセクションの共通認識として醸成させると、そういうことが必要なのだと思います。そういうことを考えますと、内部全体でのその研修についてのその成果や問題点、それらが検討されてみんなのものになると、そういうことが必要だろうと。そういうふうになるための措置をぜひ取っていただきたいと思うのですけれども、それらについて伺いたいと思います。

それから、人事異動に絡んでお伺いしたいのですけれども、人事権は町長の専決事項ですから誰をどこに配置して、どういう成果が上がるかというのはある程度の見通しを立ててやっておられるのだと思いますし、それなりの当然成果が上がってしかるべきだと思いますけれども、そういう中であっても、今年の人事異動では特にちょうど人の層の移り変わりの時期と言いますか、そういう点でずいぶん大量に課長補佐がつくられたと。次に備えての後継人事と言いますか、そういう性格を持っていますけれども、ただ、これは取りようによっては、今のその財政事情の中で問題があるのではないかという見方もできるわけです。要するにその労務管理です。例えば、過去にその中間管理職と言いますか、係長職ぐらいで仕事が非常に忙しい、能力もあるということで、ずいぶん超勤や無理して仕事をしてもらうというようなことで、その超勤の制限のために管理職にするというようなことがよくありましたけれども、そういうことではもちろんその課長補佐にするのではないのですけれども、そういうことで総合的に考えますと、この緊縮財政や公務員の給与が問題になっているときに、そのすべての課にそういう状況が町民から見たらどうなのかという点が、もしかしたら問題があるのではないかと思うのですけれども、それらについてどうなのか、違和感がないのか、それを伺いたいと思います。

それから、9つ目に伺いました町民参加に関わってなのですけれども、町民参加のあり方で今までもこの中で見ていますと、なかなかその特定の年齢やあるいは階層の方が来ていても全体的な数からいえば少ないとか、それからなかなか発言しにくいというようなことがあったのではないかなと。特に、今後のまちづくりにとって非常に重要だと思われる青年層あるいは婦人層、これらの人が町の行政に参加すると、係わるそういう一員として積極的に参加すると。そういう感覚になってもらえるようなことが必要なのではないかと。そういうことを考えますと、そういう点でちょっと寂しいなというふうな感じするのですけれども、ここにもありますように年齢別、職業別、性別、階層別と。これらを踏まえて、将来町の核になるであろう人が今後のまちづくりに積極的な役割を果たすと。そういう場所として、ある程度整備をしていくということで取り組んでほしいなと思うのですけれども、特定の分野についてどのように見ておられるのか伺いたい。

それから、先ほど10点目にちょっと伺いました人の集まるような場所での町民といういろいろな人との交流という点で、よくこれだけ人が集まって、これが商売もしくはそれに類するような形でその利益を生むという形でのそのかかわりのない町と言いますか、ある面ではその商売気がない町と言いますか、そうよく訓子府は言われるのですけれども、そういう点ではこれたくさん人の集まる場所では、少し料金安くしてもたくさん来てもらって、例えばいろいろなものを買ってもらうことも可能なことがもしかしたらできるのではないかなと。そういう点で、町民と他の人がかかわるという形でやろうとすればできるのではないかと。なかなか初めからうまくいかないかもしれませんが、どこでもそうですけど長い間かかって苦労して欲しいというまくいっているところはそういう歴史が必ず持っていますし、昔からの格言で「ローマは1日にしてならず」と言いますけれども、そのようなことで地道な積み上げが大事でありますし、続けることが特にまた大事だと。そういう点で言いますと、そのこういう条件の揃っている周辺、整備するといっても町有地ありませんから、それも含めて例えば利用できる、あるいは活動を助長することを考えなければならぬということもありますので、そういうことも含めて町民全体で知恵を絞っ

て何か良い方法取れないのかなと思うのですけれども、そういう努力をしてみる気にならないかどうか。それらについて所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 最初の段階で、私の出張が最近多いのではないかというご質問をいただいたわけですが、私ももう今訓子府町に来まして15年目を迎えているというようなことかもしれませんが、今本町だけの問題ではなくて、網走管内の町村会として道や国に要請しなければならないこと、あるいはそれはどうしてかと言いますと、町村会の今副会長もやっておりますのでそういうことになるわけですが、さらに私が町長就任以来、我が町は基幹産業農業ということで農業分野のほうにひたすら走ってきたという経過もありますが、今道の農政常任委員会の副委員長もさせていただいております。それから、あとは道のほうでは治水砂防の副会長もやらせていただいております。そんな関係から本町だけの問題ではなくて、管内あるいは特に農業治水砂防関係については、道の立場でも要請活動等にいかなければならないというような状況も発生しておりますので、そんな関係からかなり町を空けている機会も多かったというのが事実でございます。しかし、これはどちらにいたしましても、また本町に関わる問題でもございますので、ぜひその辺は一つご理解をいただければと思います。

あとの問題につきましては、助役等の方から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 2点目と3点目に関してお答えをしたいと思います。

2点目につきましては、研修の成果を職員の間で共通認識として広める手立てについてお尋ねがあったかと思えます。議員もご指摘のように従前の研修につきましては、一定の職責、年齢等に達した者を個人的に目的の研修に派遣しております。復命を受けて個人的に職員の資質が向上したということで推移してまいりましたが、やはりせっかく一定のコストをかけて一定の時間を割いて、その間仲間のサポートも受けながら出席している研修でございますので、その研修の成果をその当該職員一人だけでなく、なんとか職場に帰ってから広くその成果を波及させるということは大変すばらしいご提言だと思います。いろんな面からいっても、なんとか今ご指摘ありました、ご提言ありました手法について研究をさせていただきたいと思えます。

3点目の人事異動の関係でありました特に厳しい行財政の下で、4月1日に行った74人にわたる比較的大規模な人事異動でしたけれども、その中で6人の課長補佐が誕生いたしました。町長の答弁でも行いましたけれども、やはり適正な職員の評価ということに基づく異動だったと私は認識しておりますけれども、確かに6人一度に、しかも大方の課に配置されるという点で、非常にいろいろな意味で気になると言えますが、目立ったことはあったかと思えます。ただ、一方で3人の課長相当職を廃止しておりますし、8人の職員が退職して不補充しております。課長で言えば人件費3,000万円ですし、8人の職員で言えば8,000数百万円の人件費を単純計算では浮かしたことになります。総体的に一部の昇格の部分をとらえるのではなくて、全体的な中で人事や人件費の管理が行われるべきものかなと認識しております。

また、補佐については先ほど議員もおっしゃいましたように、大量に課長職が退職して

いったあとの後継の育成という点もありますし、課を大きく統合した中で課が一つ一つ大きくなったわけです。その中で、やはり課の全体の組織力をうまく効率良く発揮させるために、課長補佐が必要であろうという認識もございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 4点目の町民参加と言いますか、懇談会のあり方についての再質問いただきました。

実は今、総合計画の策定に伴いまして、「訓子府のまちづくりを考える会」というのを実施しているところです。町長の方から回答ございましたけれども、田中議員からはご提言のありました青年、福祉、女性あるいは産業と教育、そういった各分野に分けての開催を今実施しているところです。そうした意味では、田中議員と同じ視点でこの考える会を企画したところなのですけれども、実際にやってみますと、やはり意見が非常にしやすいという部分もございますので、今後の町民懇談会の開催にあたって、今回の考える会のことも含めて参考にさせていただき進めたいと考えております。

それと5点目の町民の集う場所での人の交流ができるような環境を整備してはということでございますけれども、財政問題もございますので非常に厳しい部分もあるかと思えます。これにつきましては、今後研究をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 次の質問に移る前に、最後に今の総括してちょっと1点だけ伺いたいのですけれども、トータルで見まして今後のまちづくりという点で、職員がいかにしてまちづくりの担い手のその重要な一翼を担えるかという点が私の質問するねらいなのですけれども、そういう中でできれば職員一人一人が町の中でのいろいろな課題、解決のためのその組織者になると言いますか、そういう役割を果たしている。そういう力量が本当は求められているのだと、これからのまちづくりですね。だから、そういうことを考えますと、従来の与えられた仕事をするだけではなくて、町の組織者、組織のオルガナイザー、そういうものたれということをごひ認識して、まちづくりに取り組んでもらいたいものだ。そういう自覚が生むような職員の管理と言いますか、ぜひやっていただきたい。それが1点。

それから、人事異動などに含めてちょっと再度聞きたいのは、先ほどちょっと長めの職員もいるというその答弁もありましたけれども、その一部を除けばだいたい一定のサイクルでたぶん人事異動が行われていると思うのです。ただ、ちょっと最近気になるのは、これもしかしたらその特定の職員が、その特定の部署で仕事しているために、ほかの人がなかなか係われない。そのために、例えばそのつくらなければならない資料などの間違いが多い。何人かが、何層になって本来点検しなければならないものをしていないのではないかというようなのがちょっと中に見えるのですけれども、そういう点から言いますと、ある程度年数が経てば必ず自分の持っている仕事は部下になっている職員、もしくはその周りの職員もその知識を得ることができるような、そういうものでなければならぬのではないかと。とにかく縦割りで、しかも個別の特定の職員だけがこの仕事をやるというのは、そういう点で仕事の処理の状況からいえば能力は確かにあるのでしょうけれども、

問題があるのではないかと思うのですけれども、そういうことについては気にならないのかどうか。この2点だけ聞きます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） まず1点目で、町の職員がまちづくりをしていくうえで、いろいろと組織者たるべきでなかろうかというご意見がございました。

確かに、私も議員おっしゃられるとおりだと思いますし、この点についてはこの12月の議会にあたって、臨時課長会議を行った際にも各課長にこれに類似した内容のお話をさせていただきました。今後、協働のまちづくりを進めていくうえでは、ご指摘のとおりだと思いますので、今後の職員との協議などを含めて、ここら辺について十分認識のうえに立って進めてまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導等をいただければと、そのように思っております。

それから2点目で、職員の人事異動に絡んでのご意見がございました。

職員の中には、長期にわたって同じポジションで仕事をしている職員も数少ないわけですが、すけれどもございます。これは、いろいろと住民サービスという基本的な部分を考えて人事異動をしているわけがございますけれども、議員がご指摘のありました事務処理上でのトラブル等々、今後ないようにしなければならないということ、これは絶対必要なことでございますから、そこら辺については十分注意をしながら少ない職員で最大限の住民サービスができるように、今後も人事異動等含めて進めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） あと発言時間残り少ないので、次の質問の介護保険に関わって、1つだけ伺います。

ここにも示しておりますように、税制改正が2年にわたって行われました。それによって、介護保険料も含めてお年寄りの住民税あるいは国保税など、その負担の環境が変わると言えますか、そういう状況になったということで、実際に年金の収入が変わらなくても負担だけは重くなると。こういう実態になっているのですけれども、激変緩和の措置があるというふうには聞いていますけれども、これも限定的なものと言いますと、その収入増えないように負担だけどんどん大きくなると。このようなことが続いたらどうなるのかという観点で、この介護保険の1番目についてどのように考えておられるか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 介護保険について、1点ご質問をいただきました。

この「税制改正によりまして町民税の非課税措置の廃止等に伴う、国民健康保険税、それから医療費、介護保険などへの負担増の認識、実態把握について」のお尋ねでございますけれども、議員ご指摘のとおり、町民税、国民健康保険税、それから介護保険料、さらには医療費の自己負担額、介護給付費の自己負担額についても増額になると認識しておりますが、負担増となる状況につきましては、医療費等も含めて個人により異なりますので、現時点では算出することは困難であるというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） これちょっと質問のルールからいったらちょっとうまくないの

だと思うのですが、時間も3分しかないので、次の質問していいですか。

切ってしまうて申し訳なかったのですが、介護保険の低所得者の負担軽減、補足給付なのですから、ここに示している質問内容について、できれば答弁をお願いできればぜひお願いしたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま2点目の補足的給付に対するご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきますけれども、補足的給付の負担限度額認定書の交付枚数につきましては、11月30日現在で59名の方に交付をいたしております。

利用者負担段階ごとの内訳につきましては、生活保護自給者などの第1段階が2名、年金収入額が80万円以下の第2段階が46名、それから第3段階が11名となっております。制度に基づく対象者の把握は的確に行われております。

以上でございます。

1番（田中與土信君） 時間ですからやめます。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分からはじめます。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は13番、渡邊易右工門君の発言を許します。

渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 私は次世代育成支援について、通告書に基づいて質問をいたします。

日本は、超少子化の国になったと報道されるようになり、国も今真剣に考え、取り組むようになってきましたが、次世代の育成は、地域住民の立場に立って、その地域にあった身近な支援をもって取り組むことが必要であると思うが、推進計画について、何点かに分けてお伺いいたします。

1点目については、支援計画の段階で、住民の参加があったのか。

2点目は、育成支援行動計画・組織づくりをどのように考えているのか。

3点目は、支援行動にセンターが必要となるが、どのように考えているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 次世代育成支援について、3点にわたってお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「支援計画の段階で住民の参加があったのか」とのお尋ねですが、次世代育成支援推進行動計画につきましては、役場内関係各課のほかに主任児童委員、学校の養護教諭のご協力をいただきながら、計画の策定にあたってきたところでございます。

従いまして、計画策定段階で直接住民の参加はいただいておりますが、ニーズ調査な

どを行い住民の意見を反映することができたものと考えております。

次に、2点目の「育成支援行動計画、組織づくりをどのように考えているのか」とのお尋ねですが、第2回定例町議会で補正予算としてお認めをいただきました「地域子育て力強化事業」により、10月に子育てボランティアを広く募集して「訓子府町せわずき・せわやき隊」を結成いたしました。

現在まで4回にわたって、子育てを考える講演会や意見交換会などを行ってきましたが、今後もこうした研修会などを継続していくとともに、さらにボランティアの輪が広がるような組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「支援行動にはセンターが必要となるが、どのように考えているのか」とのお尋ねですが、現在は子育て支援事業として、総合福祉センター「うらら」や公民館などを利用しておりますが、将来的には親が安心して子育てを行える拠点として、親子の交流や育児相談などを行う「子育て支援センター」の設置も検討していく必要があると考えております。

設置場所につきましては、既存施設の活用も含め、今後の検討課題と考えております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 私の質問は、単純に短く質問をいたしておりますので、私もうちょっと中を奥のほうを深くちょっと質問をいたしたいと思います。

町民アンケートの調査結果などを見ても、高齢者・福祉と子育て支援を充実してという人が過半数を占めているほど関心が高いこの事業でございますが、今町長のお答えにありましたように本当に組織づくり、その他について真剣に取り組んでいただいているその支援するというか、そういう人たちができているのだということでございますが、私も本当にこのことは大事なことで、これ子育て育成支援と言いますが、これぐらいのやはりお年寄り、それから体の弱い人たち、障害者を交えたそのいろいろな交わった中で支援できるようなことを考えて、この子育て支援というものに取り組んでいただきたいなと思うわけでございます。

そして、うちの町が遅れているなんていうことは、私考えて毛頭ないのですが、先日置戸ですね。これ新聞にも出ていましたけども、「子育ては地域で」という講演が置戸でありましたけども、内容は「地域で育てようと、今こそ女性の出番だ」と。こういうような報道されていまして、私も行って聞かせていただきましたけども、やはり本当に、これ男性が本当はということになるのでしょうか、やはり女性の力を借りて、こういうようなことはどんどん先ほど言われました「せわやき隊」ですか、いえばそういうのも女性の人だと聞いておりますが、そういうようなことでやはり1年でも早くこういうものを取り組んで進めて、やはりそういうものつくり上げていかなければいけないと私は思うのですが、このことについて今センターはどこにどうするということは、今のところは検討すると、今後の課題だと言われましたけども、やはりこれをやっていくには、やはりそういう場所が必要だと。そして、話し合いは今は「うらら」とか、そういうところでやっているということでございますけども、やはりいろいろな面から見てやはり場所がまず一つは必要だよと。

それから、できれば早く女性が参加どんどんしてもらって、行政指導でなくてそういう

人たちの考えで組んでいっていただきたいと思うのですが、今後もうちょっと考えて取り組んでいくのか。もう一度、ちょっとその辺お聞きしたいのですがお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問につきましては、行政指導でなく、また場所の問題というような大きく2つのご質問かなというふうにお聞きをいたしましたけれども、今後におきましては先ほど町長から申しあげましたように、今年組織づくりと言いますか、道の支援を受けまして新しい組織が立ち上がりましたので、それらをベースにしてもっと輪が広がって行って、たくさんの方々が参加をしていただけるというような取り組みを行っていききたいというふうに思います。

それから場所につきまして、センター将来的につくるとした場合の場所の件でございますけれども、現状の部分では具体的に申し上げることはちょっとできないということをご理解いただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても財政的な部分も考えなければなりませんし、そこら辺のことを考えれば新しく建設とか、そういう部分はちょっと難しいのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 私の聞き方もちょっと悪かったのですが、確かに場所、センターをつくるとするときには新しくつくるなんてことは今おそらく考えられないと。つくったところもございすね。佐呂間あたりは新設をしたというところもありますけども、私もそういうことはできないと、うちの町ではしなくてもいいだろうと。ただ、私は今思っているのは、今銀河線が廃止になるよと、そうしたときに駅舎なんかはどのように考えているのか。そういうようなところが、もし先ほどでないけども、そういう空くところが出たらそういうところを活用できないのかと。そういう考えを持っていただけないのかなということちょっと聞けば良かったのですが、その辺どうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま一つの例として、来年4月で廃止が予定されております銀河線の駅舎施設のことが例として出されましたけれども、これは今後財政的な部分もございまして、施設を新たにつくるということは非常に厳しい状況にありますから、現施設を有効的に使っていくということが非常に大切なことかと思っております。今議員のご指摘のあった施設も含めて、今後検討させていただきますので、その節にはまたいろいろご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 私の今聞いたことは、そういうわからない部分を聞いてお答えをいただきましたので、時間はまだまだあるわけですが、簡潔にということ議長から言われておりますので、私これ以上言っているとまたおかしくなりますので、ここで質問終わります。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君の質問が終わりました。

次は11番、佐藤静基君の発言を許します。

佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 光陰矢のごとし、1年が過ぎるは誠に早いものでございます。

大きく揺れ動いた平成17年も時はやがて過ぎようとしております。この1年、私たちの町もかつて経験したことのない厳しい財政運営の中での行財政改革の推進。そこに山積する多くの困難な課題に負われつづけた大変ご苦労を願った1年であったと思います。

今後も自立する町として、さらに厳しい行革に伴う財政運営が求められると想像されますが、町民と行政が一体となって取り組まなければならない、いわゆる協働のまちづくりを推進するための考え方に立って、今年の総括と町政に対する町民の意向も踏まえて、質問させていただきます。

町が平成14年度から推進している行政改革は、平成17年度からは新たに町民と行政が役割分担による各事業の見直しに取り組み、具体的な補助金の削減や廃止が行われ、いわゆる緊縮型の予算が実行されました。町が自立を継続するためには、当然町民の負担は避けられない状況であることは理解されていると思いますが、行政側の進め方でありますので、結果として理解されたもの、あるいは理解できるが納得のいかない内容の中にはあるものと考えますので、今年の総括と次年度の予算編成に当たり、次の件についての考え方を伺いたいと思います。

1として、今年予算外経費となったアスベスト被害と燃料の高騰による実質の増額、どの程度となる見通しなのか。また、それに対する国などの補助金の見通しは現状ではどのようになっているのか。この件で、今年度の行革による削減目標、いわゆる年度当初に示されました1億3,700万円の件であります。それと、次の年度以降の予算に影響が出ることはない範囲のものなのか、伺いたいと思います。

2点目として、大幅な「老人福祉」予算の削減の中で実施されました「敬老祭」であります。これをどのように評価されているのか。出席者の中からは、様々ございまして「今年も楽しい敬老祭であったよ」という声も伺っております。反面「交流のないのは淋しい」との声も多かったようであります。今後の取り組みについて伺いたいと思います。

3点目に、「温水プール」の運営と維持管理費についてであります。この件につきまして、年度当初から経費削減と運営の見直しを求めてまいりました。特に今年度は燃料の高騰などがあり、例年より経費の負担が多いと予想されています。開催期間の短縮や各種大会の日程の調整、使用料金の見直しなど、総合的に検討するという答弁でありましたけれども、どのようになったのかお伺いしたいと思います。

次に、4点目として公園の維持管理費についてであります。このことも再三質問しておりますけれども、今年度から各公園を一元的な管理に機構を改め、経費の節約に努力されておりますけれども、現状の財政状況では依然として重い負担となっていると考えております。現在までの管理のあり方を根本的に見直して、一定の予算の範囲内で管理を行う。また、現在検討中のことと思っておりますけれども、大幅な予算を節約した町民参加型のいわゆる協働による手作りの公園としての積極的な取り組みを進めるべきと考えておりますが、この件についてのお考えを伺いたいと思います。

5点目といたしまして、財政推計についてであります。先に質問に立ちました田中議員の質問の中で概略方向づけは示されましたけれども、重ねてその件について伺いますが、この10月「まちづくり懇談会」で町民に示された推計では、平成17年度を含む、今後5年間は自立可能という内容でありますけれども、その後の平成22年度以降については、予算編成が困難になるという内容であり、町民は町の将来に展望が見えないと悲観的であ

ります。町財政の再建に不安を感じているわけです。いわゆる町の基金が底をつくことがその要因であります。

対策として、今から将来必要とする基金の目標額を定めて積立金を予算に組み入れ、自立が継続が可能な財政推計を立て直す必要があると考えております。これには、さらに厳しさ増すであろう町民の財政負担の我慢の中から捻出される貴重な「自主財源確保」であります。この考え方についてのご所見をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、今後の財政計画と予算編成の考え方について、5点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「アスベスト対策と燃料高騰の影響額」についてであります。アスベストの関連予算につきましては、9月の町議会で補正させていただいた予算額の範囲内で進められておりますが、その財源である国の補助金につきましては、1月招集予定の通常国会に提案される補正予算の内容を見なければ、わからない現状でありますのでご理解をいただきたいと存じます。

また、燃料高騰の影響額につきましては、本定例会に補正予算として提案させていただいておりますとおり、すべて一般財源での対応となりますので、非常に厳しいといえます。

なお、施設によっては、節減対策を進め、最小限の影響に押さえている状況にありますが、行政サービスを維持していくためには、やむを得ないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の「敬老祭の評価」についてであります。議員ご指摘のとおり「懇親の場がないのは淋しい」という声も確かに寄せられておりますが、一方では女性の方を中心に「催しの内容が楽しかった。ゆっくり演芸が楽しめた」との声も多く寄せられているところでございます。

実施方法の変更につきましては、厳しい財政状況を受けた経費削減の意味もありますが、招待者の増加により会場が手狭になり、飲食を伴う実施が困難になったことによるものでもありますので、平成18年度においても同様に実施をさせていただき、様子を見たいと考えております。

今後、さらに内容に工夫を凝らし、皆さんに楽しんでいただける敬老祭にしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の「温水プールの運営と維持管理」につきましては、経費削減の一環として、平成17年度予算において、ウォータースライダーの運行時間を比較的利用の少ない時間帯で短縮するなどしながら、年間3万2,511人、1日平均156人のご利用をいただいているところでございます。

なお、ご指摘の開設期間の短縮や各種大会の調整などにつきましては、利用者の強い要望や年度当初ですでにプール開設期間のPRやシーズン券の発行、さらには管内及び道北大大会の日程がすでに決定されていて、動かしようのなかったことなどもあり、やむを得ず例年どおりの期間で開設せざるを得なかったことをご理解賜りたいと存じます。

なお、今後の運営につきましては、学校授業などへの指導者派遣や幼児・低学年を対象とした事業を継続し、特に競技としての水泳だけでなく、成人や高齢者などを中心とした

健康増進による疾病予防等にも着目しながら、水泳人口の底辺拡大に積極的に目を向けた事業の展開に、より一層努めてまいりたいと考えております。

また、効率的な運営に向けましては、安全の確保を大前提に、利用者、関係機関、団体などのご理解を得ながら、期間の短縮なども視野に入れ、効率的でより多くの町民に親しまれ、利用されるプールづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の「公園の維持管理費」についてであります。公園の維持管理費につきましては、近年、特に経費節減を求められているところであり、来年度も本年度同様、工夫を凝らして可能な限り経費節減に努めながら維持管理を行っていくこととしております。

また、町民参加型の手作り公園の取り組みにつきましては、町民のボランティア的な活動で「どの公園で、どのような取り組みができるのか、何が可能なのか」等を来年度に向け、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目の「基金の予算積み立てと自主財源の確保」についてであります。議員ご指摘のとおり、財政推計上は長期的な財政運営はできないという結果になっております。

この財政推計は一定の条件下におけるものであります。国や道などの政策が大きく様変わりしようとしている現状にありますので、動向を注視していくことが必要と考えております。

なお、ご意見のあった基金の予算積み立てについては、基金の繰り入れにより予算を組み立てざるを得ない現状を考えますと、現在行っている指定寄付金の予算積み立てや決算剰余金の積み立てにとどまらざるを得ないものと考えております。

また、自主財源の確保につきましては、その4割が町税であります。基幹産業が農業でありますので、年によっては変動がありますし、給与所得においては、国家公務員の給与に地域給が導入されることに伴い、地方にも大きく影響するほか、給与所得そのものが低下傾向にあることから、自主財源の確保は非常に厳しい状況にあるといえます。

今後、税源移譲がなされる予定にもなっておりますが、交付税との調整がどのようになるのかも含め不確定な状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 1点目の燃料費の値上がりの対策についてであります。

これは行政がどうのこうのというのではなくて、この町にとってもアスベストと燃料については予想外のあれであります。

燃料については、当初の予算から約400万円ぐらいの増額を組んでいる。今回の補正を見ましても、臨時議会と今回で400数十万円。それを合わせますと、約900万円ぐらいの燃料に対する予算増であります。予算の時点と上がり分を合わせますという意味であります。

それとアスベストについては、7,800万円という予算の範囲内でなんとかしたい。それからその件については、今国でもいろいろ対応を考えているので、それ待ちしかないと。ことだろうと思います。いずれにしても、それがだめであれば私の感としてはおおよそ今の国の状況から「借金するのなら貸してあげますよ」ぐらいなことしかないのであって、救済的なお金は私は本当にスズメの涙ぐらいしかないのであります。

そこで、これだけの合わせて今年約9,000万円近くの増額にこの関係でなるわけで

すけれども、これは予想外と言いながら何とかやりくりをして、厳しい中でも行革の目標を達成したいと、おそらく内部では努力をしていると思いますけれども、その件についての影響と、もう一つ、これは例えば自営業で考えますと今年大きな出費をしたから来年度はその分が丸々影響があるようでは今の財政の中ではさらに5年のものが4年になっていくという、ずるずるとなるという関係で、その辺を相当私は来年度の予算の一つ食い込まないようなことをこれからの編成にあたって厳しいでしょうけれども考えてほしいと。この件についてはいかがですか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、燃料費対策あるいはアスベストの関係のことでお尋ねまずいただきました。

今、国のほうの補正予算につきましては、1月ということですのでその内容については、まだわからないところですが、いずれにしましても予算のときに提案させていただきました起債。若干ですけれども、交付税の措置がされるものということで、その起債については大丈夫でなかろうかという状況になっていますので、今の予算を組んでおります一般財源の持ち出しの中では十分対応できる状態になってございます。

それと行革の目標達成とのそれに対する影響はというようなお尋ねでございますけれども、これ町の仕事でございますので、民間と違いまして予算がなくてもやらなければならないものやらなければいけないんだということで、まずご理解をいただきたいと思います。

仮に、ここでこの多くかかっている税分が、当然新年度予算にも影響してきます。当然、基金を繰り入れしながら予算編成していくところでございますので、来年度予算については今般伝えられております地方交付税の厳しい状況も考えましても、かなり今年度以上に厳しくなるものが予想されます。今後の予算調整につきましては、今現在積み上げをしている段階で、現時点ではっきりしたことを明確にお答えすることはできませんけれども、極力削減に向けて経費圧縮に向けての努力してまいりたいと思いますけれども、先ほど言いましたように、削れるものと削られないものがあるという部分もございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） この燃料費の件についてでありますけれども、大変予測のつかない中で、今回460万円ほど総額で補正になっておりますけれども、これはその460万円の中身としては、ある程度あと3ヵ月残った期間を見越してのものなのか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、燃料費補正に関しまして、今後、年度末までの経費を見越してものかというお尋ねでございました。

予算調整の中では、それぞれの課で今後の支出見込みも立てながら予算の経常させていただいてところであります。ただ、例えばでございますけれども、車の関係の燃料費でいえば今回大雪が降ってございます。そういった影響が出れば、また3月の時点で補正させていただくという場合もありましようし、施設に関しましても現状間に合うであろうという予想のもとで補正させていただいておりますけれども、大きな施設につきましては、燃料タンクが非常に大きい状況になっています。ですから、足りなくなった場合には3月末

でも入れなければいけないと。そうすると一時的に大量な金額が出るというようなこともありますので、必ずしもこの予算額で間に合うということではございません。場合によっては、補正もまたお願いするということになるかと思えます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 次に、2点目の敬老祭の件について、もう少しお聞きしたいと思えます。

今年度の削減額であります高齢者に対する老人福祉予算の削減であります。3点ほどあげますと、活動補助金で20%カット、敬老祭で40%のカット、敬老祝い金全面廃止、これをまとめますと前年度比74%の削減であります。以前にも同じ内容で質問しましたが、この総額662万円ほどの削減。このような予算の配分の中で、実施された敬老祭の内容は状況としてはよく理解できます。数字をあげますと平成16年度の招待者が865名、うち出席者が419名、48%、平成17年においては887名中、出席者333名で37%、実質100名の減でした。

先ほど町長の答弁の中で、何とか予算の関係でこういう形で平成18年度も進めたいと、だけでも、さらに内容的には検討していくというところで期待をした質問になりますけれども、たまたま訓子府新報を見ますと平成15年度の小さな写真でしたけれども、スポーツセンターでテーブルを囲んでの写真ありました。平成16年度も同じような写真がありました。非常にアルコールも入ったせいか和やかなのが感じ取れました。今年の写真を見ますと笑顔が一つもありませんでした。これは先ほども言いましたけれども、答弁にありましたけれども、女性からはアルコール飲まない人がかなり多いので、「あまり酔っ払いがいなくて良かったよ」というふうに僕は思っているから好評だったのだなというふうに感じておりますし、ボランティアで演芸されているものにも集中できたというのも一つのいい方法でしょう。それでも私はせっかく招待された方が、帰りには担当課長さんもありましたけれども、「なんだ、おいやられたな」と「来年なくなるのではないのか」と、そういうような意味のことを言って帰られ、高齢者はその町の発展に尽くされた功労者であります。敬老祭というのは、楽しんで喜んでいただくことが福祉のあれだと思っております。そこで、前回先輩の議員さんがお祝い金を削減するときに、そんな小さな楽しみまで取るのかということで、少し留まった経過がありました。あのかのときの予算の削減は、祝い金は外すけれどもそのお金は福祉に使いますよという内容であったのです。今回のようにすべての面でカットして、ほかの予算から見れば74%も減らして、ある年寄りに言わせれば「福祉福祉と言うけど、これでは福祉の切り捨てではないか」と、残念ながら私は返す言葉がありませんでした。できれば祝い金の1割でも敬老祭かどうかわかりませんが、せめてそういうものにめくるようにして私はしないと、「もう必要なくなった俺たちはこんなものか」と、非常にやっぱり耳の痛い話でありました。

なんとか削減だけではなく、約30%の高齢者、そのうち年々増えると言いますけれども、今申し上げましたように、会場が狭いと言いつつ集まる人が少なくなっているのです。担当の方に、私事で相談しましたら会場をつくるのにあまり人手もなくてと言いますけれども、それではこれとは直接比較になりませんが、町をあげてお祝いをするときに、アスベストは1日で教室移動したのではないですか、職員全員出て。私はもう少し極端に削るのではなくて、そういうことも一つ行政サービスの中で、やっぱりちょっと温かい

ものを、あまり切り捨てる的なことをやっぱりやらないほうがいいのではないかと。これから予算編成の中に、ぜひ一つ再検討されることを考えますけれどもいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま敬老祭に関してのお尋ねでございましたけれども、平成17年度は平成16年度からの方の飲食を廃止したという形で進めをさせていただきました。その中でいろいろなご意見をいただきまして、例えば老人クラブ連合会の中からはいただいたご意見をちょっとご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはやはり敬老祭は廃止しないでほしいと。これはやっぱり多くの方から出ていたようです。ただ、その中でも「高額な経費をかけなくても良い」、例えばやり方としては「公民館とスポーツセンターを使って式典とその集いを振り分ける」だとか、そういうご提言もございましたし、「その経費は縮小しても良い」という意見も結構ございましたし、あと「年齢の引き上げを検討してはどうか」とか、いろいろご提言をいただきましたけれども、平成17年度はその飲食は廃止するという形が初めてやったということで、平成18年度につきましても様々なご意見をございまして、平成18年度につきましても、多少を平成17年度と全く同じというわけではなくて、多少手を加えて工夫をしなければならぬというふうには考えておりますので、基本的には平成17年度と同じ形でもう一度開催をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 検討するという基本的な答弁からあまりその内容に沿ったものには感じられないのですが、ぜひ前回お話ししましたように予算がない、手がないのであれば地域でも、昔は婦人部が会館で踊って喜ばせたのです。朝から料理を作って。それぐらいやっぱり地域のお祭りとしては粗末にできないのです。それが今回で54回でしたか。町で大々的やってくれているということで、私は地域の支援も得られると思うのです。そのこともぜひ一つ検討の中に、関係者に相談する一つの考え方として一つ方法としてあげていただきたいと思います。

次に、3点目についてであります。先ほども申し上げましたように、4年後には町の予算編成が困難になるという推計される現状。そういう中で、今申し上げましたように、福祉予算まで大幅な削減や廃止を行い財政再建に取り組んでいる状況で、温水プールに係わる経費が今回の燃料費の補正で104万円追加、何年に一度の整備費も含めると総額3,700万円ぐらいに達します。これは過去3年間、単純に温水プールに係る経費ですけれども15%の増額になります。今後、実施されるであろう公共施設使用料では既存している有料化の施設は除くとして、プールと温泉については見直しの検討も示されておられません。財政が苦しいから維持管理費の一部負担をお願いするというので、町民懇談会の説明で総額でその公共、スポセンだとか、公民館を中心として約300万円程度の収入があると。これは一つには利用者と利用しないもの公平感が大事であって、収入ができれば維持管理費、これらを中心とする維持管理費が5,300万円ぐらいかかっていますから、その一部にしたいという内容でありますけれども、そういう状況の中で毎年3,000万円以上の経費負担で運営している温水プール、これを町民が理解できないのはおかしいでしょうか。収入として約350万円ぐらいと思っていますけれども、今年の所管調査でも

運営の見直しが求められております。せめて行革の効果が出て、財政の見通しが立つまでの期間だけでもよろしいです。前回の答弁でありましたけれども、なんとか先ほどあげましたもろもろのものを調整して、当時の答弁では例えば開催期間を半日にするとか、できれば後半の1月をなんとか行事調整して募ることも検討する。されど一方では、審議会の中ではできれば期間を伸ばしてほしいという声もあるのですという内容でした。

私は決して、期間を縮めたり維持費を削れば、当然利用には負担になると思います。支障をきたすと思いますけれども、今の状況を考えますとかたくなにこれだけを手をつけないというのは、町民は理解できないのかなというふうに思っております。これは今回の住民アンケートの中でもいろいろ立場もありますし考え方もありますから、私もざっと見たところとんでもないアンケートの内容もありました。「役場がいない」とありましたから、どういう意味かちょっとわかりません。そういう極端なものもありましたけれども、こういう状況の中で、私は目標額として手法はお任せいたします。経費として、30%カットぐらいの目標を立てて財政を守ってほしい。いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 今後のプールの運営・施設の維持管理費につきまして、厳しいご意見いただきましたが、ただいま町長からの答弁がありましたように、特に来年度以降につきましては、保健医療部門との連携をより図りながら健康増進による疾病予防等に一層目を向けるなど、より多くの成人・婦人またお年寄りの皆さんが身近に水に親しみながら楽しく健康づくりができる企画等積極的に取り組みまして、水泳人口の底辺拡大と合わせまして医療費の軽減などにも大きな役割を果たす施設として、また一方ではご指摘いただいておりますように、施設の維持管理につきましては今までの利用形態を踏まえながら、水泳スポーツ少年団、また水中運動サークルをはじめとする利用者の皆さん、また関係機関、団体等の理解をいただきながら安全確保を大前提といたしまして、より効率的な維持管理による経費節減のため、できるだけ利用に支障が生じない範囲内で開館期間、または開館時間の短縮等も視野に入れるなど、疾病予防による医療費の軽減効果などと合わせまして維持管理経費節減の両面から総合的に検討していくことも必要であるというふうに考えておりますので、議員の皆さんのご理解をいただければと思っておりますのでございます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 辛い状況は良くわかります。せっかく大きな予算をかけてつくった施設ですから、これをやはりなんとか中身を充実して、その効果を上げたいというのはこれはもう当然であります。

前回は申し上げましたけど、今の町の存続をかけている状況の中で、そのことをよく踏まえてほしい。確かに、再三このことについてはお願いをし続けていますし、かつては私もそういうことに携わった人間ですから、その状況良く理解したうえでお話しているのですが、運営の方法はいろいろあるかと思えます。利用者の地区別の内容を十分検討されて、やっぱり特殊なスポーツ少年団活動も重要と考えます。ある町では、今回の経費の燃料の高騰でバスの定期便を7便も削減したという町民の足に影響するほど大胆なことをやります。ある町では温水プールを半日にしたと、それぐらいやっぱり厳しいのです。私も決して、運営についてどうこうではありませんけれども、今教育長の答弁にありましたけ

れども、利用の内容についてやっぱり利用者のご負担願うというのは不便さを負担してもらおう。経費の1割にも満たない収入ですから、損得からいえば後半の2月ぐらい定期券の補助をしても1月350万円ぐらいかかる運営費の中で、私は採算があうと思うのです。やり方です。一つの案として。どうしても必要であれば、高い運営費のかかるのを閉鎖して特殊な活動に一部助成してでもやり方としてはあるのではないかなと。それを取れるかどうかは別として、やはり諦めないでやってほしい。検討するということですので、これ以上はよろしいです。

議長（柴田喜八君） ちょっとここで10分間休憩に入ります。

午後3時15分から再開します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時14分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

町長。

町長（深見定雄君） 今プールのことについて質疑・答弁をさせていただいておりますが、私からも少しお話をさせていただきたいと思っております。

確かに、せっかくあれだけの立派なプールがこの程度の規模の町にできたということは大変嬉しいことでありますし、これはまた議会の皆様方のご理解もいただいた中でできたものというふうに思いますが、ただ、こうした施設というのはつくって終わりではないのです。できたからもうそれでいいではなくて、いかにその目的に照らして利用拡大に努力をするかと、積極的な努力対策ということが必要であります。そういった利用拡大に向けた努力を通して町民の健康づくり、あるいは優秀な選手の育成等々も含めて、最大限やはり努力をするということが大事であります。プールの利用というのは、そういった意味でもこれから今まで足りなかった部分もあるかもしれません。大いに一つ教育委員会が中心となって、この辺の対応していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） プールの件につきましては、私なりに何度もこのことについて触れておりますし、かつてはこういう活動にも携わった経緯がございます。状況としては、十分理解しながらいろいろと注文をしたわけでございます。

ただいま町長のお話の中にもありましたように、この町のプールの位置づけ、これを一つ改めてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、4点目の私たちの町の公園についてであります。私はこの町の公園は立派に手入れをして、観光目的で人寄せ的のものでなく、町民の憩いの場である程度がいいと考えております。

その意味では先ほど言いましたけど、いろいろ機構改革や運営の仕方をして総額で560万円ぐらいの経費が節減できるというお話でした。そう言いながらも、今年の予算の中では委託料2,300万円、維持管理費として総額で3,000万円以上かかっております。今申し上げましたような状況から、今の町の懐具合から考えますとちょっとお金がか

けすぎでないかなと、そういう考えをいたします。

前日もこのことで、一般質問の中で町長が答弁されましたけれども、町民の参加の中でなんとか一つ、それには民間委託だとか、今度は制度を利用した面も含まれていると思いますけれども、いわゆる交流の場として、例えばレクリエーション公園あたりは、場合によっては道路から見ても草1本もないぐらいにきれいにしなければならないふうでもいいのではないかと、あそこまできれいにしなくてもいいのではないかと。例えば、芝桜まつりの午前中は町民がカマ持って集まって草むしりや草取りをして、昼から宴会の席を設けると。そこには若干の経費を使ってでも、この予算の運用の仕方として町民の参加するような方向をぜひ一つ具体的に検討していただきたいというふうに考えますけれども、その取り組みについてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） ただいまの再質問なのですけれども、町民参加の検討ということでございますけれども、町長からも答弁をしたようにどのような取り組みができるのかと。その中でまた色々なこともございまして、草取り一つにしてもかなりの面積とか、芝桜を大事に育てるものを痛めて担当課としては困るなどが、そういうものをいろいろ考えておりますけれども、来年に向けてこれらを含めて何らかの形で良い方法、できれば全くボランティアで楽しんでいただけるような、そういうものを検討中でございますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 5点目の財政推計についてであります。ただいまの答弁でかなり不確定な要素、これは十分承知しておりますけれども、交付税をはじめとして支出の面も今年のように予測を立たないことが将来も予測できると思います。そういう中で、この間の10月の懇談会の中で、単純な町民の受け止め方として、「5年までは財政が行けるがそのあとどうなるの」という非常に痛いところと言いますか、私たちもちょっとその辺については言葉が出なかったのですが、そういうことがありました。確かに事務方として、町としてはその推計は難しいと考えますけれども、少なくとも今10年の総合計画を立てている中で、私は財政は5年で尽きるというようなそういう整合性のない推計の出し方というのは、町民は本当に「町の将来に展望が持てない。今我慢しても、この我慢したあとにまたもうだめになるの」。そうではなくて、厳しいことは十分承知して自立の道を町民が選んだわけですから、私は去年の5月の推計で自立したら一戸平均25万円ぐらいの負担になるだろうと。私はそれぐらいの負担を覚悟で、自立したと私は町民からそう思っています。あのおとき集まった方は口々に「甘いのではないの。こんなのでやっていけるの」、その裏にもっと厳しい内容を覚悟しているのではないかなと。覚悟というのは、何もそれを固持していじめるわけではありませんけれども、行政側としてはなるべく小さな予算で大きな事業というのは、これはすばらしい基本的なことでありますけれども、実際問題先行きないのであれば、私はそのときにある場所で助役さんは「基金はどうするの」と言ったら「ここには書けませんけれども、行革で出た金額を充てる」と言いますけれども、どうも町民からしてみれば、そういうことは表現されていませんから何らかの事情で基金には載せられないと言いますか、不確定要素が強いのですけれども、そういった意味ではきっちり年間1億円ずつ最低2億円だけは確保するのだという、そういう数字をやっぱり出し

ていいのではないのでしょうか。隣の町では単独経営計画とか、そういうことを目指しているのだと私は思いますけれども、これは町民がそこまで表現しないとその危機感というのは理解できないと思うのですが、これいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま財政推計と10年間これから進めようとしています総合計画の関係でも若干お尋ねをいただきました。

この総合計画につきましては、長期な町の基本構想ですから、例えば将来財政的にどうにもならないとして、選択としては合併ということもあるわけですが、その際にもこれからのまちづくりの基本になる部分ですから、必ずしもその財政的な裏づけがあるに一番越したことはないのですけれども、必ずしもそうではないということで、まず一つご理解をいただきたいと思います。

それと基金の予算積立の関係で、1億円でも計画的な積立をすべきであるというようなお尋ねでございました。今回の補正予算の補正予算の資料でも付けさせていただいておりますけれども、現実には今の平成17年度の予算でも2億4,600万円の基金を繰り入れなければだめなんだと。そして、そういう状況の中で1億円を積み立てるにはどうしたらいいかという、当然余分な収入がなければ積み立てることできないわけです。積立料か、この繰入を減らすのが先なのです。順番からいうと。ここで極端に言えば、繰入金を増やして積立金を計上するという、そういう予算の組み方もできますけれども、それでは実際の意味がないということにもなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） わかりました。形としてはそうですけれども、普通町民の方は考えるのはそうではないと。最終的に今答弁ありましたけれども、総合的な見方の中で積立金と言いますか、財源を確保するという方向だけはきちっと目標の中に入れるべきだと。これを町民に行政はいい加減なこと言えませんから、非常に歯切れが悪いと思いますけれども、どこかの時点できちっとやっぱり将来とも安全だという道筋を私は立てる必要があると思うのです。諦めていますよ、町民は。「5年経ったらだめになるのか」と。これ以上あれですけれども、その点をお含みのうえ、次年度以降の予算編成に厳しく一つあたっていただきたいと、お願いしたいと思います。

それでは、次に質問を変えたいと思います。

歴史館の運営についてであります。時間がありませんので、少し早口になりますが、開設以来2年が過ぎようとしています。現状、私は町民の期待する運営に内容が満たされていないと感じております。

以下の件について、今後の運営と取り組みについて伺いたいと思います。

1として、現状の「歴史館」の運営状況について、町民はどのように評価していると認識されておられるのか伺いたい。

2点目として、運営形態として「歴史館ボランティア」「歴史館友の会」などの組織を結成して、展示資料の説明や管理部門も兼ねるとい、いわゆる町民参加型の運営構想について期待をしておりましたけれども、どのようになったのか。

3点目として、現在約3,600点ほどの資料が寄贈されていると伺っておりますけれども、広い館内には展示品が少なく空間ばかり目立ちます。入館者から内容が乏しいとの

意見も少なくなく、また、寄贈者から「俺の寄付したのはどこにあるのだ」と不評もあります。この辺をどのように考えているのか伺います。

4点として、現状の利用内容からみて、維持管理費の効率が良くないと考えております。開館日数の短縮、入館予約制度、いわゆる「この日に見学したいのですが、開館してください」という意味のものであります。それと以前にも申し上げましたけれども、せっかく隣接している図書館ですから、図書館と併用した運営管理をして、経費の節約に努める必要があると考えますけれども、町民の考え方も十分取り入れて、この辺について伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま「歴史館の運営について」お尋ねのありましたことにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のお尋ねでございますが、町民の評価につきましては、このためのアンケート調査などを実施しておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、今年度の今までに歴史館をご利用いただきました人数は約1,500人で、その中には展示物の見学はもとより、ボランティアによる授業、子ども落語教室、学校や団体での地域活動など、体験学習の場として利用が多く見られ、参加された方々からは一定の評価をいただいているものと理解しているところでございます。

今後につきましても、展示見学等のもとより、コミュニティの場としての性格をより備えた施設として、多くの町民が気軽にご利用いただけるような企画・運営等に向けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に2点目のお尋ねでございますが、平成17年度事業の中で、試行的な形で高齢者の方のボランティアによる学校授業を行ったところ、ボランティア運営に対するある程度の感触が得られたのではないかと思いますので、現在、生涯現役としてご活躍いただいているお年寄りの方、または、この分野に関心・興味をお持ちの方などに、事業展開に対する協力や維持管理を含めた中でのグループ等結成に向けて、ご指導・ご協力いただくための協議を進めているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に3点目のお尋ねでございますが、現在、展示品につきましては、常設している展示コーナーを基本に、補完する物として随時入れ替えを行いながら、常時約500点の展示をしておりますが、ご指摘の展示品の数量等につきましては、今後、文化財審議委員会などのご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

また、展示物を寄贈していただいた方々には、それぞれの思い入れが多くあるかと思っておりますが、類似品や修復を必要とする物もあり、必ずしもすべて展示できる状況にないことをご理解賜りたいと存じます。

次に4点目のお尋ねですが、この歴史館につきましては、「先人の訓子府町開拓の足跡を後世に残すこと」などを目的に、多額の費用をかけて改修整備したものであり、次代を担う子供たちの体験・学習の場として、また町民のコミュニティの場として、より利用しやすく有効活用していくことが必要かと考えておりますので、現時点での図書館との併用管理は難しいものと考えますが、今後につきましても、開館時間の短縮などの経費節減の検討を含め、効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

また、ご指摘の入館予約制度導入につきましては、現在においても来館の要望があれば

閉館日であっても、職員がその都度対応しておりますことをご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 細かい質問は避けますけれども、2年間開館されての町民の印象というのを十分受け止めていただきたい。私もいくつかの資料館、この建設のときに見せてもらったのですけれど、やはり大事なのは入った印象と言いますか、来館者の興味をまず持たせることだと思うのです。それで石造の中に、あれは希望があれば中を見てもいいですよということになっていますけれども、システムとしてそうになってないのです。私は中に入って500点ぐらいでは、類似品があるからと言いますけれども、もう少し空間を埋める。資料館というのは、やっぱり量もないとだめですよ。同じものでもいいのではありませんか。あんな詳しい説明書がなくても、おそらくボランティアの説明の方でも、その方かどうか知りませんが、やっぱりネタに事欠かないぐらいと言うか、説明する資料に十分あり余るぐらいの来館した方が見てもおそらく10分か15分で出てしまうのですが、たくさんやっぱり資料出したほうがいいです。それと石造の中も、常時開けるといはいけませんけれども、必要なものというのは随時入れ替えということですから、ぜひ一つそれを頻繁にお願いしたいというふうに考えます。何か意見があればお願いします。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま建設的なご意見もいただきました。

先ほども申し上げましたように、今後の文化財審議委員会のご意見等もお聞きしながら、その意向に沿った対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 先に申し上げましたように、今年1年厳しい予算の中で事業が施行されまして、町民の側としてどういう反響があったのかな、どういうふうに受け止めたのかなと。次年度の予算編成に十分それを生かしていただきたく質問させていただきました。

以上で終わります。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分